

(令和5年7月18日発表)

## スクールロイヤー活用事業に関する協定の締結式

◆アピールポイント	学校現場で発生する様々な問題について、学校が弁護士に直接相談できる、スクールロイヤー（弁護士）制度を導入します。 本事業に関して、静岡県弁護士会との協定の締結式を実施します。
◆内容など	<p>【スクールロイヤー活用事業に関する協定 締結式】</p> <p>日時 令和5年7月24日（月）15:00～15:30</p> <p>場所 静岡市役所 清水庁舎8階 教育長室</p> <p>出席者 静岡県弁護士会 会長 <small>すぎた</small> 杉田 <small>なおき</small> 直樹 様 静岡市教育委員会 教育長 赤堀 文宣</p> <p>【協定の概要】 学校からの相談に対し、スクールロイヤーが、法的観点から中立の立場で、学校に対して指導や助言を行います。問題の深刻化の防止や早期解決を図ることで、子どもにとって最適な教育環境を守ることを目的としています。</p>

別紙資料  有 ・ 無

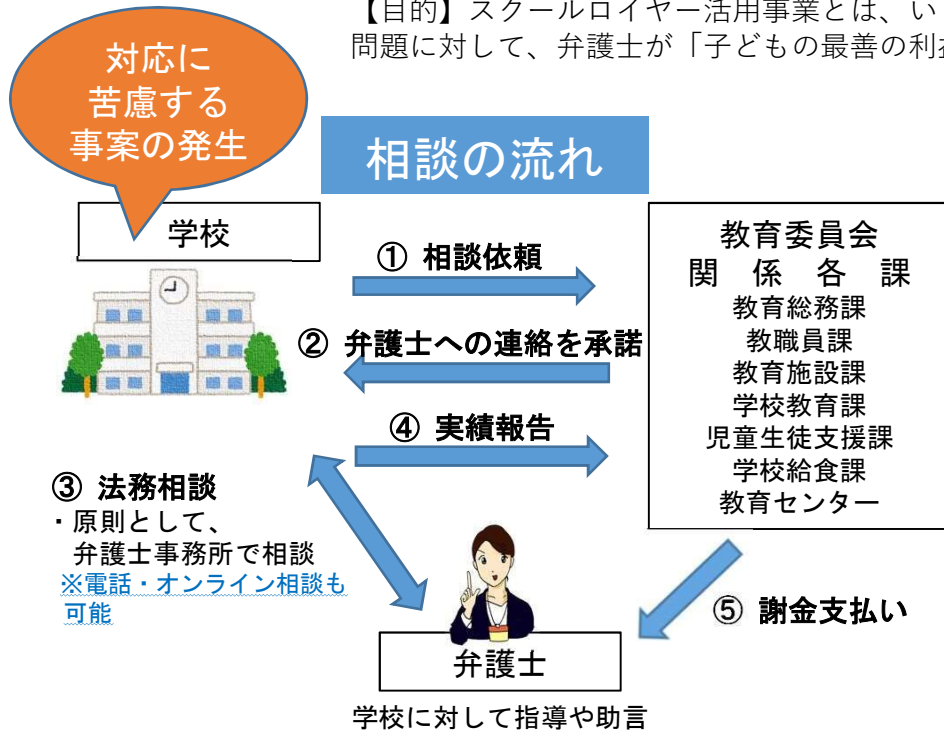
## 【お問合せ】

教育総務課（清水庁舎8階） 池谷、中野  
電話：054-354-2505

# 静岡市スクールロイヤー活用事業がスタートします！



【目的】スクールロイヤー活用事業とは、いじめなどの生徒指導事案をはじめ、学校が抱えるさまざまな問題に対して、弁護士が「子どもの最善の利益」の観点から法的なアドバイスをするものです。



対応に  
苦慮する  
事案の発生

## 活用例

※ 教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き 第2版（文部科学省資料より）

### 【保護者からの訴え】

中1の学級で、「死ね」と書かれたメモ用紙が生徒Aの机の中に入っていた。担任は、生徒Aからその話を聞き、周りにいた生徒に何か知らないか聞いたが、加害生徒はわからなかった。そのため、担任は、保護者に対し、加害生徒が分からなかった旨を連絡したが、生徒Aの保護者は、調査は不十分で、学校はいじめを隠ぺいしていると強く抗議をした。



●こんな時、どうしたら  
良いのだろうか？

●弁護士に相談してみよう！

### 【弁護士の助言 一部】

生徒Aがいじめを訴えている以上、いじめ防止対策推進法23条第1項等に基づきいじめの事実確認をする必要がある。もし、調査をしたといっても、ただ単にクラス全体に、かつ、抽象的に呼びかけただけの場合は、事実調査として十分とは言えないので、改めてアンケートをとるか、あるいは個別の面談等により聴取し、事実を確認する必要がある。このような調査によっても加害生徒が判明しない場合でも、教師の見回りを増やす等の再発防止策を行い、生徒Aの心理的負担を軽減する必要がある。（以下略）

●具体的に助言をもらえ、対応  
方法を考えることができた！

### 【効果】

弁護士に相談することで、①法令に則ったいじめ対応、②適切な調査方法、③加害生徒が判明しなかった場合の対応の3点について、具体的なアドバイスをもらうことができています。

●確かなアドバイスをもらえ、具体的な対応ができた  
だけでなく、不安や迷いに悩まされる日々が続いて  
いたが、相談することで安心感をもつことができた！



## 法律相談における配慮事項

法律相談を受ける弁護士は、

- ①常に **中立的な立場** で助言をします。
- ②法律上適切な対応を **指導・助言** をします。
- ③学校等の代理人にはなれません、  
学校と保護者等との **面談に同席はしません**。
- ④ **児童生徒に係る事案が対象** です（教職員  
のみに係る事案は対象外）。

ぜひ、  
ご活用  
ください。

